新型コロナウイルス感染症は、法令の規定により出席停止となり、出席停止期間も同様に定められています。

医師の記載による登園許可書の提出の必要はありませんが、症状が回復し、登園再開するときは、必ず保護者の方が下記の「コロナウイルス感染症治ゆ報告書」に必要事項を記入して、園へ提出してください。

**新型コロナウイルス感染症治ゆ報告書**（保護者記入）

　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　園長 殿

　　　　　　　組　 園児氏名

保護者氏名

医療機関で診察を受け「コロナウイルス感染症（疑いを含む）」と診断されました。その後、症状が回復し、集団生活に支障がない状態になりましたので、報告いたします。

１　診断名　　新型コロナウイルス感染症　　（　　　　　　　　　　　　　　　　）

２　初診日　（新型コロナウイルス感染症と診断された日）　　　　令和　　年　　月　　日（　　）

３　発症日（発熱した日または診断のきっかけとなった症状が見られた日）

令和　　年　　月　　日（　　）

４　登園の基準による登園可能日

または医師から登園を認められた日　　　　　　　　　　 令和　　年　　月　　日（　　）

５　受診した医療機関名　　　　　　　　　　　医療機関名

**【登園の基準】**

**※発症した後５日を経過し、かつ、症状軽快後１日を経過した翌日から登園できます。**

**※ただし、症状が軽快した後１日を経過しても、発症してから５日を経過しない場合には登園できません。**